

医療法人社団 巨樹の会 小金井リハビリテーション病院
指定通所・指定介護予防通所リハビリテーション運営規程

《事業の目的》

第一条 医療法人社団 巨樹の会 小金井リハビリテーション病院が開設する指定通所・指定介護予防通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

《運営の方針》

第二条 (1) 事業所の理学療法士等は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。
(2) 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称等》

第三条 (1) 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。
① 名称：医療法人社団 巨樹の会 小金井リハビリテーション病院
② 所在地：東京都小金井市前原町1丁目3番2号
③ 訓練室：医療法人社団 巨樹の会 小金井リハビリテーション病院 リハビリテーション室

《従業員の職種、員数、及び職務内容》

第四条 (1) 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
① 管理者（院長）：1名（常勤職員）
事業所の理学療法士等の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
② 責任者（リハビリテーション科 課長）：1名（常勤職員）
業務の実施状況を把握し、リハビリテーション科内の管理を行うものとする。
③ 勤務医（医師）：2名（常勤職員）
診察や運動機能検査等を行い、その結果を基に指定通所・指定介護予防通所リハビリテーション計画やケアマネ用の計画に指導・助言あるいは必要な指示を行うものとする。
④ 理学療法士等 理学療法士：1名以上（常勤職員）（通所リハビリテーション提供時間内専従勤務）
作業療法士：1名以上（常勤職員）（通所リハビリテーション提供時間内専従勤務）
基本的動作能力の回復等を目的とする理学療法や応用的動作能力、社会的適応能力の回復等を目的とした作業療法等の治療法、言語聴覚機能に障害を持つ患者に対して行う言語聴覚機能療法等の治療法により構成し、いずれも実用的な日常生活における諸活動の実現を目的として行うものとする。

《指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員》

第五条 (1) 指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。
① 1単位目：10名

《営業日及び営業時間》

第六条 (1) 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日： 月曜日から金曜日までとする。
但し、年末年始については、休日とする。
- ② 営業時間： 8時30分から17時00分までとする。
上記時間の内うち、サービス提供は以下の時間帯とする。
9時50分から11時10分までとする。
- ③ 定員10名

《指定通所・指定介護予防通所リハビリテーション事業の内容》

第七条 (1) 指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害の観察
- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・回復
- ⑤ 日常生活活動の維持・回復
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言
- ⑩ 送迎（当院から3km圏内）

《指定通所・指定介護予防通所リハビリテーション事業の利用料等》

第八条 (1) 介護保険における指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証記載の額とする。厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

介護保険各法における指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（指定通所・指定介護予防通所リハビリテーション費）によるものとし、利用者負担額は、その1割（一定以上所得者の場合、その2割又は3割）の額とする。

- ① 基本利用料
 - ・要介護被保険者
通所リハビリテーション費及び加算分（介護保険被保険者証記載のとおり）
- ② その他料金
 - ・サービス提供記録などの閲覧または複写物の交付に関する料金
サービス提供記録当の閲覧、複写物の交付を希望される際には下記の料金をお支払いいただきます。
申請にかかる手数料 1件につき 300円
閲覧 100ページまで1ページごとに100円
謄写交付 複写機により複写したものの用紙1枚につき20円（A3判は40円）
フィルム等のコピー フィルム1枚につき500円
但し、当該金額が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるときは当該金額から300円を減じた額とします。
 - ・日常生活上必要な物品は実費負担とする。

《通常の事業の実施地域》

第九条 (1) 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。(小金井リハビリテーション病院より直線距離で3km)

- ・小金井市全域
- ・府中市：朝日町、小柳町1、幸町2・3、栄町1、清水が丘1・3、白糸台1～3、新町、浅間町、多磨町、天神町、府中町3、緑町2・3、紅葉丘、若松町1・3
- ・三鷹市：井口4・大沢3・6、深大寺
- ・国分寺市：東元町1・2、本町1、南町1・2
- ・調布市：野水
- ・武蔵野市：境南町3～5、境5

《緊急時における対応方法》

第十条 (1) 理学療法士等は、指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。

(2) 理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医、介護支援専門員等に報告しなければならない。

《相談・苦情処理》

第十一条 (1) 事業者は、利用者からの指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応致します。

(2) 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

○サービス内容に関する相談・苦情窓口

医療法人社団 巨樹の会 小金井リハビリテーション病院	村上 直也	TEL 042-316-3561 (代表)
市区町村介護保険相談窓口	小金井市 介護福祉課	TEL 042-387-9822
	府中市 福祉保健部介護保険課	TEL 042-335-4031
	三鷹市 介護福祉課	TEL 0422-29-9274
	国分寺市 福祉部 高齢福祉課	TEL 042-321-1301
	調布市 高齢者支援室 介護保険担当	TEL 042-481-7321
	小平市 高齢支援課	TEL 042-346-9539
	国立市 高齢支援課	TEL 042-756-2111
	西東京市 健康福祉部 高齢者支援課	TEL 042-438-4032
武蔵野市 高齢者支援課	TEL 0422-60-1925	
東京都介護保険相談窓口	東京都国民健康保険連合会	TEL 03-6238-0177 受付日時 9時00分～17時00分 (土、日、祝日、年末年始を除く)

《サービス利用に当たっての留意事項》

- 第十二条 (1) 事業所は、利用者が指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションの提供をうける際に、利用者が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)について、以下のとおり規定する。
- ① 個々の自主訓練において、理学療法士等により使用の許可された以外の器具の使用は、控えて下さい。
 - ② 体調不良の場合は、事前にお知らせ下さい。訓練中の場合は、その都度お知らせ下さい。場合により、当院にお迎えをお願いすることもあります。
 - ③ 周辺の交通状況により、送迎時間が変動する可能性がありますのでご了承ください。
 - ③ 非常災害により、指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションの実施が困難な場合もございますので、ご了承ください。

《非常災害対策》

- 第十三条 (1) 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う体制を整備する。
- ① 非常災害時の関係機関への通報
自動火災通報装置整備
 - ② 避難、救出その他必要な訓練
防火管理者1名配置
年2回避難訓練実施

《虐待防止に関する事項》

- 第十四条 (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施。
 - ② その他虐待防止のために必要な措置。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

《書類の整備》

- 第十五条 (1) 事業所は指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、完結から2年間保管する。
- ① 通所リハビリテーション計画書
 - ② 提供したサービス内容の等の記録
 - ③ 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - ④ 苦情・相談に関する記録
 - ⑤ 事故状況及び事故に対する処置状況に関する記録

《その他運営についての重要事項》

第十六条 (1) 事故発生時の対応

- ① 指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
 - ② 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する
 - ③ 指定通所・指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
 - ④ 事故原因を解明し、再発防止のために対策を講じる。また、ヒヤリハットの事例及び現状での介護事故に結びつく可能性の高いものについて事前に集約し、未然対策防止を講じる。
- (2) 従業員の研修
- 事業所は、理学療法士等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修
採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修年2回
- (3) 従業者及び退職後の秘密保持
- ① 理学療法士等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
 - ② 理学療法士等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、理学療法士等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容とする。
- (4) 身体拘束
- いかなる状況においても、要介護者等の自由を制限するような身体拘束は行わない。
- (5) 衛生管理
- ① 事業所において感染症の発生及びびまん延を防止するために必要な措置を講ずる。
 - ② 従業員に年1回以上の健康診断を受診させる
- (6) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 巨樹の会 小金井リハビリテーション病院内での協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。